

地保第 2392 号

令和元年 9 月 4 日

一般社団法人 大阪府医師会
会 長 茂 松 茂 人 様

大阪府健康医療部保健医療室
室 長 西 野 誠

難病指定医・協力難病指定医資格更新の周知について（依頼）

日頃から本府健康医療行政の推進にご協力いただき、お礼申し上げます。

さて、標記資格については、平成 26 年 12 月 1 日に指定を開始しており、有効期間が 5 年と定められているため、現在指定を受けている方の資格が令和元年 12 月 1 日以降順次失効します。

本府所管の今年度更新対象者には既に更新の案内を送付しておりますが、貴会広報紙などにより、会員の皆様へ改めてご周知いただきますようお願いいたします。なお、掲載例を添付いたしますので、ご利用ください。

【問い合わせ先】

大阪府 健康医療部 保健医療室

地域保健課 難病認定グループ

担当：岸田、松井

TEL 06-6941-0351 （内線）6397

Fax 06-6941-6606

難病指定医・協力難病指定医資格は更新が必要です

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定する難病指定医及び協力難病指定医の資格有効期間は5年です。(同法施行規則第17条第2項)

大阪府では平成26年12月1日に指定を開始しており、現在指定を受けている方の資格が令和元年12月1日以降順次失効します。引き続き、指定を受けられる場合は、有効期限内に更新の手続きをお願いします。

失効後に作成された臨床調査個人票は無効となりますので、ご注意ください。

※大阪府所管の指定医で令和元年11月30日から令和2年3月31日の間に期限を迎える方には、既に更新案内を送付しております。案内が手元にならない場合は**大阪府難病指定医ホームページ**で申請方法をご確認ください。

なお、大阪市・堺市の医療機関で勤務されている方は各市保健所に更新申請を行ってください。

〈連絡先〉

- ・大阪府（大阪市・堺市を除く）内の医療機関に勤務している方
大阪府地域保健課難病認定グループ TEL06-6941-0351（内線2518） FAX06-6941-6606
- ・大阪市内の医療機関に勤務している方
大阪市保健所管理課保健事業グループ TEL06-6647-0923 FAX06-6647-0803
- ・堺市内の医療機関に勤務している方
堺市保健所保健医療課 TEL072-228-8748 FAX 072-222-1406